

予 算 決 算 常 任 委 員 会 記 録

1. 開催日時 令和 3 年 10 月 18 日（月） 午前 9 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 吉津委員長ほか議長を除く議員全員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 堀局長・山下次長・岡本次長補佐
8. 協議事項
9 月定例会本会議（10 月 1 日）から付託された事件（議案 1 件）
9. 傍聴者 なし

会議の概要

- ・ 開会 午前 9 時 30 分 閉会 午前 11 時 47 分
- ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 3 年 10 月 18 日

予算決算常任委員長

吉 津 弘 之

記 録 調 整 者

山 下 賢 三

吉津委員長 本日の出席委員については委員 17 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、予算決算常任委員会を開会します。これより 9 月定例会 議案第 21 号「令和 2 年度 長門市一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。各分科会における審査の経過について、報告を求めます。総務民生分科会副会長 中平 裕二 委員。

中平委員 おはようございます。予算決算常任委員会総務民生分科会に分担された議案の審査状況について、分科会を代表してご報告申し上げます。

令和 3 年 10 月 1 日に開催された予算決算委員会において分担された、9 月定例会議案第 21 号「令和 2 年度長門市一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、総務民生委員会が所管する部署の費目について審査を行いました。分科会を令和 3 年 10 月 5 日及び 10 月 8 日に市役所 5 階第 3 委員会室において開催し、委員の出席をはじめ、執行部には副市長、関係部課長の出席を求め、吉津弘之分科会長が議事を進行しました。審査は、10 月 5 日に、議会事務局、企画総務部、各支所、選挙管理委員会、監査事務局、会計課及び消防本部が所管する費目の審査を行い、10 月 8 日には市民生活部及び健康福祉部が所管する費目について審査を行いました。審査の経過についてはすでにお手元に配布しております会議録のとおりであります。特に次の事項についてご報告いたします。

一般管理費の「職員研修事業」に関して、委員から「自動車安全運転に係る研修の内容、及び効果について」質疑があり、執行部から「これまでの安全運転意識啓発を図る講義形式の研修に加え、新たに運転技術の向上を図る実技形式の研修も始めた。今後は対象者を拡大し、継続した研修を実施することにより、さらなる安全運転意識の高揚や事故・違反件数の低減につながることを期待している」との答弁がありました。

次に、市債残高に関して、委員から「令和 2 年度決算における市債残高の状況に対する財政課の認識について」質疑があり、執行部から「市債残高は、前年度比 6 億 6,243 万 9,000 円の減少、プライマリーバランスもプラスになっており、単年度決算を見れば健全な状態へ向かっていると考えている。市町合併以降、市債の発行抑制や繰上償還、さらには有利な起債の活用に努めた結果、市債残高が約 22%も圧縮されたところであるが、持続可能な長門市であるためには、施策の均衡も配慮しながら、今後とも財政健全化に向けた取組を継続的に進めてまいりたい」との答弁がありました。

次に、ケーブルテレビ放送費の「光ファイバー網整備事業」に関して、委員から「光ファイバー網整備事業の財源内訳について」質疑があり、執行部から「令和 2 年度の光ファイバー網整備事業の決算額は 13 億 5,865 万 360 円であり、財

源の内訳は、国庫補助金が 4 億 9,440 万 2,000 円、過疎債・合併特例債が 8 億 4,300 万円、一般財源が 2,124 万 8,360 円となっている」との答弁がありました。

次に、地域医療推進費の「診療所運営事業」に関して、委員から「受診者数が前年度と比較して激減している要因について」質疑があり、執行部から「令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により予防対策が充実していたことから、インフルエンザ等の感染症の流行が抑えられたため、発熱患者の受診が減少したと考えている」との答弁がありました。

次に、障害者支援施策費の「障害者福祉タクシー助成事業」に関して、委員から「タクシーチケットに代わるガソリン代の支給の可否について」質疑があり、執行部から「協議はしてきたが、真に障害者のために使用されたかの確認が困難であり評価が正しくできないことが予想され、障害者にとって公平なサービスとなるような制度設計は難しく、ガソリン代の支給はしない結果となった。タクシー券については、これまでも拡充を図ってきたところであり、今後とも利用者にとって使いやすい制度となるよう努めてまいりたい」との答弁がありました。

次に、常備消防費の「Net119 緊急通報システム整備事業」に関して、委員から「登録者数に対する消防本部の見解について」質疑があり、執行部から「運用開始に伴い複数回の説明会を実施したが、登録者は 6 名に留まっている。人口比率的には他の消防本部と同様に低い傾向にあるが、今後は各種講習会等の機会を捉え、関係機関と協力しながらシステムの周知と登録の呼びかけなど、広報活動を継続してまいりたい」との答弁がありました。

その他の費目については特にご報告申し上げるべきことはございません。以上で予算決算常任委員会総務民生分科会の報告を終わります。

吉津委員長 これより分科会報告に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、総務民生分科会報告に対する質疑を終わります。次に、文教産業分科会副会長 早川 文乃 委員。

早川委員 おはようございます。予算決算常任委員会文教産業分科会に分担された議案の審査状況について、分科会を代表してご報告申し上げます。

令和 3 年 10 月 1 日に開催された予算決算委員会において分担された、9 月定例会議案第 21 号「令和 2 年度長門市一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、文教産業委員会が所管する部署の費目について審査を行いました。分科会を令和 3 年 10 月 6 日及び 10 月 11 日に市役所 5 階第 3 委員会室において開催し、委員の出席をはじめ、執行部には副市長、教育長、関係部課長の出席を求め、吉津弘之分科会長が議事を進行しました。審査は、10 月 6 日に、農業委員会及び経済観光部が所管する費目の審査を行い、10 月 11 日には建設部及び教育委員会が所管する費目について審査を行いました。審査の経過についてはす

でにお手元に配布しております会議録のとおりであります、特に次の事項についてご報告いたします。

企画費の「ふるさと応援寄附推進事業」に関して、委員から「過去最高となった納税額に対する担当課の見解について」質疑があり、執行部から「コロナ禍での巣ごもり需要の増加が大きな要因ではあるが、ふるさと納税市場も増える中、シティプロモーションにより本市の認知度が上昇していると感じており、そのことも増額となった要因のひとつではないかと評価している」との答弁がありました。

次に、農業振興費の「ウンカ水稻被害対策事業」に関して、委員から「行政としての役割について」質疑があり、執行部から「生産者の生産意欲を減退させないために県や市が支援をし、ある程度の被害は食い止めもできた。今後は、被害等が発生した場合に関係機関と連携した支援ができる体制を構築したい」との答弁がありました。

次に、林業費の成長戦略推進事業費、「林業法人運営支援事業」に関して、委員から「運営費補助金の詳細について」質疑があり、執行部から「林業を成長産業に押し上げていく司令塔的な位置づけである、一般社団法人「リフォレながと」に対する運営費の補助であり、補助対象経費としては、ほとんどが人件費であるが、その他として需要費、及び機械や車のリース料も含まれている」との答弁がありました。

次に、商工業振興費の「バス路線運行維持対策事業」に関して、委員から「効率的な運行について」質疑があり、執行部から「バスやJR・タクシー・自転車など移動手段である交通資源の適正な配分が必要と考えており、起終点調査による市民の移動ニーズを把握しながら、利用需要が少ない部分については、バス以外の交通資源への配分や、バス路線の減便・廃止を含めて考えていきたい」との答弁がありました。

次に、商工業振興費の「三隅地区工場用地整備事業」に関して、委員から「工事の進捗について」質疑があり、執行部から「第1工区は開発の完了検査も合格し完了公告された。第2工区については、株式会社アルミネの工場建設計画に合わせて、可能な限り早期に埋め立てたいと考えている」との答弁がありました。

次に、商工業振興費の「新型コロナウイルス感染症に対応した長門市緊急経済対策」に関して、委員から「長門市民助け合い応援券発行事業における応援券の換金状況について」質疑があり、執行部から「95.8%と高い換金率であり、市民の方が制度を理解され、活用された結果であると認識している」との答弁がありました。

次に、成長戦略推進事業の「加工等開発体制『ながと Lab』構築事業」に関

して、委員から「成果と施設の必要性について」質疑があり、執行部から「成果については、商品開発件数が 48 件、施設の利用者数が 8 件、受託製造が 9 件、その他支援が 6 件であり、商品化されたものもある。食料品製造業が多い本市にとって、新商品の開発による新たな売り上げや販路拡大のためにも 6 次産業化施設自体は必要であると考えている」との答弁がありました。

次に、長門湯本温泉まちづくり事業費の「長門湯本温泉まちづくり推進事業」に関して、委員から「観光まちづくり推進業務の内容について」質疑があり、執行部から「観光まちづくりの推進のための全体企画進行、観光地経営戦略の進捗支援、デザイン会議・みらい評価委員会の開催支援、公共空間の活用に関する業務となっている」との答弁がありました。

次に、住宅管理費の「空き家対策事業」に関して、委員から「危険空家等除却事業補助金の支給要件と効果について」質疑があり、執行部から「建築士と同行して行う現地での危険度判定が 100 点を超える場合、かつ世帯の所得要件が 250 万円以下であれば補助対象となる。危険な空き家の除去については、地域住民にとって防災面からみても効果はあると考えている」との答弁がありました。

次に、学校給食費の「学校給食センター運営管理事業」に関して、委員から「調理業務の民間委託について」質疑があり、執行部から「全学校に出向き PTA 総会等の場で保護者へ周知、意見聴取をした。業者選定はプロポーザル方式で厳正な審査を行い、適切な業者を選定したことで、安全管理面等でかなり充実が図られ、事故例もなく衛生管理面における体制も強化充実された」との答弁がありました。

次に、文化財保護費の「歴史民俗資料室の整備事業」に関して、委員から「整備検討委員会について」質疑があり、執行部から「令和元年度の 4 回の委員会で、基本構想、基本理念、基本方針等を確認され答申を受けている。令和 2 年度前半の基本設計を作成する中でも確認と理解を得ている」との答弁がありました。

その他の費目については特にご報告申し上げるべきことはございません。以上で予算決算常任委員会文教産業分科会の報告を終わります。

吉津委員長 これより分科会報告に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、文教産業分科会報告に対する質疑を終わります。以上で、各分科会の報告は終わりました。討論を行います。ご意見はありませんか。

林委員 それでは、ただ今議題となっております 9 月定例会議案第 21 号「令和 2 年度長門市一般会計歳入歳出決算の認定について」躊躇せずに不認定とする立場で反対討論を行います。

一般会計歳入歳出決算における歳入総額は 253 億 7,699 万 4,801 円、歳出総額は 244 億 4,705 万 730 円となり、翌年度へ繰越すべき財源 1 億 2,451 万 1,088 円を控除した実質収支は 8 億 543 万 2,983 円の黒字となっております。この実質収支から前年度の実質収支 6 億 9,932 万 3,279 円を差し引いた単年度収支でも 1 億 610 万 9,704 円の黒字決算となっております。

市長にとって初めての予算編成となった令和 2 年度当初予算は「市民生活密着型予算」と位置付け、市民目線のまちづくり、生活基盤の充実によるまちづくり、地域経済の活性化によるまちづくりの 3 つの重点施策を柱にして、「フォア・ザ・ながと」で、新たな成長に挑むとして編成されております。

前年 11 月の市長選挙において江原市長が誕生し、市民は 2 期 8 年の前市政の「継続」よりも「変化」を求めています。令和 2 年度決算はこうした点にも留意しながら、評価しなければなりません。また、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、未曾有の危機的状況に直面する中での予算執行となり、一般会計では 14 次に及ぶ補正予算が取りまとめられております。

ご承知のように、議案の中で最も大切なものは予算であり、決算であります。決算審査とは、予算執行の結果を確認し、検証することにより、当該年度の行政効果を客観的に判断するものであります。

地方自治法の第 1 条の 2 には「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」とうたわれております。決算審査では、こうした見地に立ち、令和 2 年度一般会計歳入歳出決算に反映された事務事業について、その必要性、妥当性、達成度、費用対効果などを検証してまいりました。

確定した決算は厳しい財政状況にあっても 3 つの重点施策を中心にして、総合計画の 7 つの基本目標に沿い、コロナ禍のもとにあっても、新規事業の「市民が主役の地域活性化事業」など 13 事業、拡充事業の「子ども医療費助成事業」など 11 事業、新型コロナウイルス感染症に関連した各種追加事業など、市民の安全・安心、地域経済の振興を図る観点に立ち、福祉、生活環境、教育条件の整備はもとより、農林漁業の活性化、商工業の振興、市民協働によるまちづくりなどに取り組まれております。

これら個々の事務事業の成果については、評価すべき内容も多くありますが、決算審査は税金の使途の検証であるとともに、財政審査の側面もあります。決算審査意見書でも指摘されておりますが、確かに一部の財政指標においては改善しているものの、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は 97.7%であります。これは前年度に比して 4.4 ポイントの上昇となっており、財政構造は依然として硬直した状態が続いております。これまでの大型公共事業の元金償還が発生するのは後年度になるため、財政構造はいっそうの硬直化に陥ることが予想され

ております。

また、歳入面では、コロナ禍による市税の納税猶予や軽減措置に加え、景気の低迷による減収により、市民生活の苦境が浮き彫りになっております。さらに歳入財源の約3割を占める普通交付税の算定基礎となる令和2年度国勢調査における人口の速報値は3万2,537人となっており、5年前に比べ約8.2%と急激に減少しており、今後の歳入への影響も懸念されております。

令和2年度の歳出面では、学校給食センターの業務のうち、食材の検品、調理や配缶、食器等の洗浄・消毒・保管・清掃業務を令和3年度から民間委託するため、調理業務に係る事業者を選定する審査委員会開催経費の執行や、令和3年度から5年度までの給食調理業務委託料の債務負担行為予算が定められております。令和2年度の一般会計当初予算案を審査した本委員会では、先野正宏委員よりこれらの費目を全額削除した修正案が提出されましたが、賛成少数で否決となっております。

私は、修正案に賛成し、原案に反対の立場で意見を申し上げておりますが、その理由は、教育としての学校給食の民間委託が果たして最善の方法なのか、子どもたち一人ひとりの育ちや「食育」の観点ではなく、人件費等の経費削減ありきで進めることに対する疑問とともに、学校給食を通じて、自治体行政が率先して不安定雇用を発生させ、官製ワーキングプアを作り出すことは許されないとの立場からであります。

さらに敬老祝金の対象者についても、「費用対効果」の掛け声のもとで、わずか370万円程度の経費を削減するため、88歳を廃止し、100歳のみとするなど、多年にわたり地域社会に貢献されてきた方々を敬い、長寿をお祝いする制度を縮小する言語道断の政治姿勢に異議を唱えております。

また、長門湯本温泉観光まちづくり推進事業についても、税金を投じて事業を進めた以上、その行政目的は、住民福祉の増進を図り、自治意識の高揚、自治力向上につなげることにあります。市と長門湯本温泉まち株式会社との協定では、長門湯本温泉まち株式会社の役割として「長門湯本温泉の地域関係者と観光まちづくりを実現するためのビジョンを共有し、連携して取り組むよう努める」と記されておりますが、地元のトイレ設置の要望やイベントの開催等に当たっての一部の地元事業者から不満の声など、名ばかりの「公民連携」事業の矛盾が噴き出しており、身の丈以上の投資による行政効果を大いに疑問視せざるを得ないのであります。

市長には地方自治の本旨の実現に向けた確固たる政治的な一貫性もなく、その場しのぎの言葉だけが先行するなど、「市民のいのちと生活を守る」という基本理念、市政を担うにふさわしい、あるべき政治姿勢が欠落しております。令和2年度の行財政運営は、基本的に前市政を踏襲した内容となっており、前市

政とどこがどう違うのか、何を刷新しようとしているのか、長門市の中長期的な展望をどう描いておられるのか、これらの明確なメッセージ、リーダーシップがまったく見えなかったことであります。令和 2 年度の行財政運営の執行結果は、こうした市長の政治姿勢を反映しており、この点が決算が認められない理由であります。

現在、市政を取り巻く環境は人口減少、少子高齢化、地域産業の低迷など、難問が山積しておりますが、市長が掲げた政策や公約に対する取り組みをはじめ、市政のあらゆる問題についても絶えず市民の目線で考えることが求められております。

地方自治の本旨に基づき、その財源・権限を市民の立場に立って生かし、住民福祉の向上に努めるとともに、安全・安心のまちづくりを推進するなど、市民に寄り添う姿勢とともに、何よりも公正で民主的な政治姿勢を基本とした市政運営を行い、コロナ禍のいま、本当の意味で「市民のいのちと生活を守る」ことが重要となります。

市長就任から間もなく 3 年目を迎えますが、今後の市政運営にあたっては、市長と市民との、またあらゆる団体との対話を通じることはもちろん、職員との信頼関係を強くして政策課題を共有することです。そのたゆまぬ努力を重ねてこそ、市長の政治姿勢や政策を職員に徹底でき、市民とともに、山積する課題解決の糸口も見えてくるものと考えております。

終わりに、市政のさらなる発展と市民にとってもっと住みよく魅力あるまちとするために、ブレることなく市政運営に取り組んでいただくことを強く求めて、意見とします。

吉津委員長 ほかにご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。9 月定例会 議案第 21 号について、認定することに賛成の方は挙手願います。挙手 多数（全員）（少数）です。よって、9 月定例会 議案第 21 号は、認定すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。ここで、説明員退席のため、暫時休憩します。再開は 10 時 10 分からとします。

— 休憩 09 : 59 —

— 再開 10 : 10 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。お手元に配付のとおり、「決算案件に係る要望的意見（案）」が総務民生分科会から 21 件、文教産業分科会から 16 件提出されております。予算決算常任委員会の要望的意見とするため、この取り扱いについて協議を行います。この際、予算決算委員会を休憩し協議会

を開会します。

—— 協議会 ——

—— 委員会 ——

吉津委員長 それでは、協議会を閉会し予算決算常任委員会を再開します。各常任委員会から提出されました「決算案件に係る要望的意見（案）」の取り扱いについては、総務民生常任委員会が 21 件、文教産業常任委員会が 15 件、その他 1 件とすることに決定しました。お諮りします。ただ今決定しました「決算案件に係る要望的意見」については、字句その他の整理を要すものについては、その整理を委員長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「ご異議なし」と認めます。よって、字句その他の整理は、委員長に委任することに決定しました。これで予算決算常任委員会を閉会します。どなたもご苦労さまでした。

— 閉会 11 : 47 —